

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)
地域名 (地域内農業集落名)	鶺川 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

1985年頃の土地改良実施区域の自治会員耕作者は30軒(27.9ha、77%)であり、他字耕作者は25軒(8.5ha、23%)でありましたが、2018年には自治会員耕作者は30軒から11軒にまで減少し、2024年には6軒となり、来年には5軒となります。耕作地におきましても、自治会員が耕作する農地割合77%(27.9ha)が、2018年には60%となり、2024年度には39%と40%を下回り、鶺川自治会管理の農地が自治会外の耕作者が多数を占める中で、農地の管理を自治会が受け持たねばならない状況となっています。

(2) 地域における農業の将来の在り方

鶺川区内の認定農業者は1軒であり、該当1軒で6ha(16%)程度が限度とされており、その他の鶺川区内の利用者は3軒(5ha、14%)となる見込で、鶺川区外の耕作者に全耕作地の70%を委託せざるを得ない状況であり、現在16.7ha(46%)の耕作者である(株)田楽に集約するのが最適と判断し、将来は20ha(55%)を委託し農地集約する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
効率的な耕作者変更が出来る様に、現行耕作者、新耕作者が地権者意向を尊重して協議することとする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸付意向を踏まえ、担い手の経営状態を見て段階的に集約化を進める。その中で、農地中間管理機構の活用について所有者や担い手の意向により利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
鶴川区単独では、助成金のみでの基盤整備は難しいと考えられ、町全体もしくは隣接地域と連帯して基盤整備事業に取り組みたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後には、個人の担い手農家単独では「家族継承」での耕作は難しいと考えられ、法人経営主体での耕作へと計画していきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦「鶴川みずすましネット」(自治会員41軒、他字地権者、耕作者33軒)の共同活動を利用して、農地・水路の保全管理を継続して行う。